

## 情報処理能力検定規程

平成5年兵庫県警察本部訓令第18号

情報処理能力検定規程を次のように定める。

情報処理能力検定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第7条第1項の規定に基づき、兵庫県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力検定（以下「検定」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(検定の実施者)

第2条 検定の実施は、総務部長が行うものとする。

(検定の級位等)

第3条 検定の級位は、初級及び中級に区分して行う。

2 検定は、別表第1の左欄に掲げる検定の級位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める知識及び技能について行う。

3 検定は、筆記試験の方法による。

4 前項の筆記試験に係る試験問題は、別表第2の左欄に掲げる検定の級位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める試験細目に基づき出題する。

(検定の実施)

第4条 検定は、原則として毎年1回以上行うものとする。

2 総務部長は、検定を行おうとするときは、あらかじめ検定の級位別、実施時期、実施場所その他検定の実施に必要な事項を所属長に通知しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による通知を受けたときには、情報処理能力検定（初級・中級）検定受検者名簿（様式第1号）により総務部長に報告しなければならない。

4 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、情報処理能力検定（初級・中級）検定受検者一覧表（様式第2号）を作成しなければならない。

(合格の決定)

第5条 総務部長は、検定を行ったときはその結果を審査し、情報処理能力（初級・中級）検定実施結果報告書（様式第3号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の規定による報告に基づき、検定の合格者（以下「合格者」という。）を決定する。

3 総務部長は、前項の合格者の氏名等を情報処理能力（初級・中級）検定合格者名簿（様式第4号）に記載するとともに、所属長に通知する。

第6条 検定に関して不正行為があった者に対しては、その検定を停止し、又はその検定の合格を無効とする。

(特例)

第7条 上位の級位の検定に合格した者は、下位の級位の検定に合格したものとみなす。

2 総務部長が、別表第1に定める知識及び技能を有すると認める者については、検定を行わないで、初級又は中級の検定に合格したものとみなす。

3 人事異動、学校入校等により、情報処理能力検定に関する訓令第4条第1項に規定する実施機関（兵庫県警察を除く。）が実施した初級又は中級の検定に合格した者については、検定を行わないで、同等の級位の検定に合格したものとみなす。

4 第5条第3項の規定は、前2項の規定により合格したものとみなされた者について準用する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、検定の実施に関して必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この訓令は、平成5年11月1日から施行する。

附則（平成15年10月10日本部訓令第20号）

この訓令は、平成15年10月20日から施行する。

附則（平成28年1月6日本部訓令第1号）

この訓令は、平成28年1月6日から施行する。

附則（平成30年2月20日本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級 位	知 識 及 び 技 能
初 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成23年本部訓令第1号）の定める警察情報システム等の基本的な操作に必要な知識及び技能</li><li>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの</li></ol>
中 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な知識及び技能</li><li>2 上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</li><li>3 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</li></ol>

別表第2（第3条関係）

級 位	試 験 細 目
初 級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 個人情報の保護に関すること。</li><li>(2) 兵庫県警察情報セキュリティポリシーに関すること。</li><li>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</li><li>(4) その他関連法規に関すること。</li></ul> <p>2 コンピュータシステムに関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) ハードウェア及びシステムに関すること。</li><li>(2) ソフトウェアに関すること。</li><li>(3) ネットワークに関すること。</li><li>(4) データベースに関すること。</li><li>(5) 情報セキュリティに関すること。</li></ul> <p>3 アプリケーションの利用に関する知識（文書作成、表計算、プレゼンテーション等）</p>
中 級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 個人情報の保護に関すること。</li><li>(2) 兵庫県警察情報セキュリティポリシーに関すること。</li><li>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</li><li>(4) その他関連法規に関すること。</li></ul> <p>2 コンピュータシステムに関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) ハードウェア及びシステムに関すること。</li><li>(2) ソフトウェアに関すること。</li><li>(3) ネットワークに関すること。</li><li>(4) データベースに関すること。</li><li>(5) 情報セキュリティに関すること。</li></ul> <p>3 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語及びマクロ）及びプログラミングに関する基礎的知識</p>







